

第 号  
年 月 日

様

那珂市長



那珂市防災士資格取得補助金交付（不交付）決定通知書

年 月 日付けで申請のあった補助金の交付について、那珂市防災士資格取得補助金交付要綱第7条の規定により、下記のとおり決定したので通知します。

記

1 交付する

交付決定額	円
交付方法	口座振込による

2 交付しない

理由	
----	--

（教示）

この決定について不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、那珂市長に対して審査請求をすることができます。ただし、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過したときは、正当な理由がある場合を除き、審査請求をすることができなくなります。

この決定の取消しの訴えは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、那珂市を被告として（訴訟において那珂市を代表するものは、那珂市長となります。）提起することができます。ただし、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過したときは、正当な理由がある場合を除き、決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。